

文政十二世年西渡

長崎奉行宛

一 清制禁書不存犯の禁人少渡方之儀評談

書面評談は申上通本多被渡書

新作渡の旨新作書取知候

旨

西月廿四

評定所一燈

由書相奉り天文方兼帯之高橋作左衛門右  
河榮院人外科シーボルトは日本地号と云外

清制禁書と不相送の一件当地引合に申上候

吟味之儀新作渡の一件引合に申上の其

趣は申出吟味候知シーボルト儀被是申陳張在

こと外引合に申上の其申上の趣は申上の其

実合書と云外吟味手取知御儀は

一件に申上の其申上の其吟味書は調

り申上候と申上候相尋の趣は申上の

史料A 長崎奉行伺

文政十二年御渡

長崎奉行伺

一 御制禁と不存犯候蘭人申渡方の儀評議

書面評議仕、申上候通、本多佐渡守

被仰渡候旨被仰聞、承知仕候

寅

正月廿四日 評定所一座

御書物奉行・天文方兼帯高橋作左衛門より

阿蘭陀人外科(科)シーボルトへ、日本地圖其外

御禁制の品相送候一件、当地引合のもの共

吟味の儀被仰渡候に付、引合のもの共、

追々呼出、吟味仕候処、シーボルト儀、彼是申陳罷在、

其外引合のもの共申口の趣、江戸表のもの共へ

突合等にて存外に吟味手間取候処、如漸此節

一件のもの共申口取締候間、吟味書取調

罷在、シーボルト相尋候趣左に申上候

・すてゆるれる…百五十代商館長

ヨハン・ウィレム・デ・スチュール





シーボルト

右のもの吟味仕候處、高橋作左衛門へ懇意を詰候次第は、去る成年、かびたん・すてゆるれる江府拜禮の節、此ものも罷出、江府表旅宿へ作左衛門罷越候に付、専ら諸術・諸学の物語いたし候處、天文・地理・本草・究理其他の道に發達有之、其上薬学にも通じ、此もの執心の道に有之候得ば、歎喜の思ひをなし、終に懇意に相成、滞留中度々旅宿へ罷越候に付、此もの得達いたし候儀は、伝授いたし、尚又所持の書籍地図、或は右学道要用の器等一覽為致候處、右の内、懇望の品は進物にいたし、或は写取、相送候品も有之、作左衛門よりも地圖或は風土記等見せ候内、新製の品も有之候に付、不苦候はゞ申請度旨、申聞候處、早速到来いたし候品も有之、

・  
すてゆるれる：百五十代商館長

ヨハン・ウィレム・デ・スチューレル



或と約束しし一並追ふ字に差越ゆべも  
ありし由地帰着後と云と執心し道はゆも  
折首と文通しし一昨右字道要用と宗  
又と硝子若小留相類も追く相送ゆ候も  
ありし昨左字ゆもりも約束しし一宗或も  
尚玉並帳夷地逸出産し宗く未だ裁  
ゆ候ゆ右書通ふも次ゆゆの名前ゆ候  
通く可中立旨一度し吟味有しゆ候  
從豫ふお致種くお考ゆゆ左致度ゆ候  
ゆゆと一其次ゆゆのし名前何分思ふ  
不中忍入ゆ候ゆ右し外於ゆ戸表醫師  
牧多ノ旅宿ゆ死越中しと茶器に能通達し  
ゆゆもありし病癒しゆ合ふありしゆゆ  
相應し療法傳授しし一右等し向しゆり  
為謝禮儀ゆし産物珍若石貝類  
草花之も亦繪巻或は押紙も相送ゆゆ  
一其時し通詞ゆ可中致交しゆ候不也附  
一其後交納しし一猶又右同様し宗と

或は約束いたし置、追て写取、差越候品も  
有之、当地帰着後も互に執心の道に候得ば  
折節は文通いたし、乍聊右学道要用の品、  
又は硝子器・小間物類等追々相送候儀も  
有之、作左衛門よりも約束の品、或は  
當国并蝦夷地邊出産の品々等差越  
候儀にて、右書通等取次候もの、名前の儀  
逸々可申立旨、度々吟味有之候に付、  
猶豫等相願、種々相考候得共、数度の儀に  
候得ば、取次候もの名前、何分思出  
不申、恐入候儀にて、右の外、於江戸表医師  
数多旅宿へ罷越、中には蘭語に能通達の  
ものも有之、病症の問合等有之候に付、  
相應の療法傳授いたし、右等の向々より  
為謝禮、諸国の産物・珍器・珍石・貝類・  
茶花其外絵圖或は押葉等相送候に付、  
其時の通詞へ可申聞處、其儀不心附  
其儘受納いたし、猶又、右同様の品は



旅中と相集ル次第ハ可クおめて雅治  
病人治療相教ハ付業訓或モ子術ホ  
お教レテ又モ業法醫術執ル醫師  
療治方同合付業法ホ傳授レリ尚モ  
為謝禮令銀或モ指物ホ持来レリ此モ  
素雅治と教レタ免療治方を授ル故  
右等ノ事モ受用不致モ醫道兼學道ニ  
要用ノ事モ至ル相好モハ相産既モ儀  
自抱ル流布レリ此禮相モもお送り  
レ向テリ却モ學道要用ノ事差向レ付  
交納レリ儀モ中抱ル事モ同クモ  
此制禁ル事モ有レテ之の初モ漢素モ  
一向不お去去モ以來返ク改モ交レ知  
レ制禁ル事モ中儀承忍入レ儀モ有  
レ府滞留中又モ道中筋モ至来レリ  
レ節モ人々若菜ホモ當ル不存ル中程又  
去子十月十日出立白役人出役有レカモ  
互合ク上高橋此左邊ニ相送り此日本地

旅中にて相集候次第は、所々おいて難治の病人治療相頼候に付、薬劑或は手術等相施候もの、又は薬法・医術執心の醫師療治方問合に付、薬法等傳授いたし候向より、為謝禮金銀或は端物等持参いたし候得共

3

素難治を救ひ候ため、療治方を授候故、右等の品は受用不致、尤醫道并学道に要用の品は至て相好、其外物産執心の儀、自然と流布いたし候哉、禮物にても相送り候向より都て学道要用の品差向候に付、受納いたし候儀の由、然る處、右の内には御制禁の品も有之、此もの初て渡来にて一向不相弁、去冬以来追々改を受候処、御制禁の品と申儀、承恐入候儀にて、右は江府滞留中、又は道中筋にて到来いたし候得共、其人々名前等は曾て不存候由、猶又去子十一月十日、出嶋へ役人出役有之、かぴたん立合の上、高橋作左衛門より相送り候日本地圖



其出の指に中流の交右不善出の而も  
作左東の才分如何指に難儀相尋り可  
中流右不左交の交右不善送の候  
中流の交はしとの都府内政有との候  
右地界お見不中外に此割替不不との  
相成猶又右地界是非く差出の指に  
之り説得有との通詞左も右寄種  
理解中流の付相考の交又地圖差出  
不中の建作左東の難儀相成候も  
有との交知の重く相成候候も  
右地界の左界初か不との交合の  
偽相善の始末の指に何分速く  
何卒交の指に猶豫有との候  
との善出の度通詞に於ては  
無く是非の指に相成候  
警固との指に相成候  
との何分の指に相成候  
時刻と延べ候との指に相成候

差出候様被申渡候處、右品差出候ては  
作左衛門身分如何様の難儀相懸り可  
申哉と存、右品は咬溜じやがたら吧表へ差送候段、  
申偽候處、此もの部屋内改有之候得共、  
右地圖相見不申、外に御制禁の品々は取上に  
相成、猶又右地圖、是非々の差出候様かぴたん  
より説得有之、通詞共も取寄、種々  
理解申聞候に付、相考候處、地凶差出  
不申候迎、作左衛門の難儀軽く相成候儀も  
有之間敷、却て重く相成候儀も可有之  
と存候得共、最初かぴたん立合にて、役人へ  
偽相答候始末に候得ば、何分速に難差出、  
何卒兩三日の間、猶餘有之候はゞ、内々  
にて差出度、通詞を以相頼候處、聞濟  
無之、是非差出候様、強て申聞候得共、  
警固のもの数多相詰罷在候得ば、白昼  
には何分取出方難成候故、彼是申偽、  
時刻を延し、夜分に至り、右地凶差出候儀



多る程又葵 沖紋附由惟子不持  
 此儀も江戸表旅宿おめて醫醫師我哉  
 かん更ゆき良醫と相見ゆを何しも葵  
 沖紋附着用付何率手入ゆり糸府中  
 醫師白度く對話し〜黙言を結ゆ結  
 帰國く上師家朋友親族共白も吹種  
 し〜承く糸二貴重し〜一糸度お白  
 ちりしる 此割柿ふく果を一向不白附  
 醫師方之内白黙言し〜ゆき後葵  
 沖紋附時服〜ゆり而持糸二付更納  
 し〜一糸ゆき 此割柿ふり中儀取ゆ付  
 出濟白役人出役〜若肉く差出ゆ儀  
 右醫師〜右前等相弁不中右袴  
 沖國法と背と上 此割柿ふ〜つ不持哉  
 此儀忍入ゆ者中〜ゆ右〜通中五〜ホルト  
 儀を初る渡来〜ゆゆ 此割柿ふり中儀  
 實く相弁中宵安一袴を日本人重く不履存  
 シ〜ホルト儀を〜来國柿ふり付尚九月出帆〜若

にて差出度、通詞を以相頼候処、聞濟無之、是非差出候様、強て申聞候得共、警固のもの数多相詰罷在候得ば、白昼には何分取出方難成候故、彼是申偽、時刻を延し、夜分に至り、右地凶差出候儀にて、猶又葵御紋附御帷子所持いたし

4

候儀は、江戸表旅宿において、醫師罷越候節、見受候處、良醫と相見候は、何れも葵御紋附着用に付、何卒手に入候はゞ、参府中醫師へ度々對話いたし、懇意を結候、■々帰國の上、師家・朋友・親族共へも吹聴いたし、永く家に貴重いたし置度存心のみにて、御制禁の品とは一向不心附、醫師方の内へ懇望いたし候處、其後葵御紋附時服の由にて持参に付、受納いたし置候處、御制禁と申儀承候に付、出嶋へ役人出役の節、内々差出候儀にて右醫師の名前等相弁不申、右躰御國法を背、其上御制禁の品持越候段、恐入候旨申之候、右の通申立、シーボルト儀は、初て渡来のものにて、御制禁と申儀は実々相弁申間敷、一躰は日本人重々不届に付、シーボルト儀は以来國禁申付、当九月出帆の節、



邦至中渡の指可は此代以故奉伺也

不文之紙一坪落着之并一町可

中渡の交又た此の而を贈又シトホルト後

一ヶ年奉為りしに付引分

奉伺也

此後シトホルト後言為此友患の与懇意を

結ひ奉音信を通し其和雅治之

病人の治療を施し又其蘭学概之

醫師の業法を傳授し謝禮亦亦

貫文の由に得る金銀及之の亦を

費用不致学術費用に不或ハ紙書

奇示亦亦中請の由有之右を余

勤学之志深く相産亦を好む在之候

此友患の有り貫請の日本地号一旦

押隠候之候中立の候も自分

懇事を由に之を之に代た患之有

いと不之存迷の由に候之与既

帰国申渡候様可仕候哉、此段奉伺候

(朱書)

本文の趣、一件落着の節、一回可  
申渡候處、左候ては猶又シーボルト儀  
一ヶ年在留いたし候に付、引分ヶ  
奉伺候

此儀、シーボルト儀、高橋作左衛門と懇意を  
結び、互に音信いんしんを通じ、其外難治の  
病人へ治療を施し、又は蘭学執心の  
醫師へ薬法を傳授いたし、謝礼等品々  
賞受候由に候得共、金銀・反もの等は  
受用不致、学術要用の品、或は珍書・  
奇品等のみ申請候由に有之、右は全く  
勤学の志深く、物産等を好み候故の儀、  
作左衛門より賞受候日本地圖、一旦  
押隠、偽の儀申立候段も、自分の  
悪事を包候には無之、作左衛門の身分を  
いとひ、品々存迷ひ候よりの儀にて、既に



心は遠く後相舟右地界を善出さず  
津紋附の帷子、熟をいふ、いも糸府中  
廣く良醫も文りの後、海王後、名号、  
い、い、度、心、底、の、和、是、又、い、割、村、禁、之、額  
取り出役、い、い、の、白、善、出、の、中、の、吟、味、書  
之、額、も、亦、巧、ホ、有、い、い、候、も、相、守  
不中早亮、不届を日本人、有、併  
之、ホ、ト、候、も、國、禁、を、犯、し、の、罪、料、と  
冠、透、候、付、右、を、佐、渡、中、上、の、例、と  
筆者、阿、榮、院、人、を、た、阿、屋、并、去、子、筆  
評、談、に、下、に、成、の、大、坂、町、を、以、相、同、の  
掎、瓦、川、崎、村、と、云、請、備、屋、新、助、好、子、の  
こと、亦、い、い、の、其、邪、宗、門、候、治、い、あ、い、の  
一件、此、は、重、伺、書、の、此、流、一、同、下、に、有、い、の  
此、書、扱、い、内、室、永、六、廿、年、ろ、ろ、兩人  
渡、來、い、昔、日、本、の、渡、海、候、者、額、を、也  
此、金、談、の、事、ろ、ろ、の、切、支、丹、宗、門、と、書、目

心得違の段相弁、右地圖は差出、其外御紋附御帷子懇望いたし候も、参府中廣く良醫と交り候段、帰国後の名聞にいたし度心底に候処、是又御制禁の趣承り、出役のものへ差出候由にて、吟味書の趣にても、外に巧たくらみ等有之候儀とも相聞不申、畢竟不届は日本人に有之、併シーボルト儀も國禁を犯し候罪科は難遁儀に付、右は佐渡守申上候例の筆者、阿蘭陀人すたあへ并去子年評議に御下被成候大坂町奉行相伺候摂州川崎村与兵衛借屋新助母さの其外のもの共、邪宗門修治いたし候一件、御仕置伺書へ御添、一同御下有之候御書拔の内、宝永六丑年、ろうま入渡来の節、日本へ渡海仕候旨趣被懸御僉議候處、ろうまの切支丹宗門の惣司



中付法をさすめ可中多免被渡海の中  
中々切支丹宗之儀を前々より  
於日本國禁心割禁之儀の如右之儀  
也存渡海之儀の中を越司中付の者  
陸中々たり成説授も一云々之上  
日本之律法より入欺ゆる法を執  
可中位取之儀を極之方便成儀禁  
心撰之儀を事之儀を急度刑罰之  
可被取之儀を末之儀を報之儀を府  
先之通之儀を善垂之儀を被渡海之例  
之儀を右之儀人を事之不遂之儀を  
切支丹宗之儀を禁禁之儀を也存渡海之  
之儀之儀之儀を右之通相済之儀を合  
之儀も今取之儀ホルト儀巧之儀も  
一云々上之儀を格別之儀を沙汰之儀を  
中々向端儀を相送之儀日本  
地圖之儀を被免出之儀之儀中結

申付、法をすゝめ可申ため、致渡海候由  
申之候、切支丹宗の儀は、前々より  
於日本國堅御制禁の儀候處、右の段  
乍存渡海いたし候由、尤惣司申付候旨  
雖申之、たしか成證據も無之、其上  
日本の躰こしらへ欺候て、法を勸  
可申仕形に候、左様の方便成儀、堅  
御撰有之事に候得ば、急度刑罰に  
可被行候得共、未<sup>いまだ</sup>其意趣不具<sup>そなへざる</sup>に付  
先、其通にて被差置候旨被仰渡候例  
有之、右ろうま人は、事を不遂候得共  
切支丹宗門御制禁の段は乍存、渡來の  
ものに有之候處、右の通相濟候に見合  
候ても、今般のシーボルト儀、巧の儀等も  
無之上は、格別の御沙汰にはおよび  
申間敷、勿論作左衛門より相送候日本  
地図の儀、其儘差出候由には候得共、一旦申粉、



又之猶豫おれは倭書に詳右類に記す  
相室の類に中にもありしと云若大札案未  
以て隠並に倭書に公隙を云々我を在  
下容易の財府精く遂穿齧柳を念ふに  
事うを可有に産に治を吟味書に云々  
不意を相云々云々に留係右類に  
公隙も云々倭書産にり地圖并

御紋付に云々不吉句論を解世貴文の  
書籍著相も悉く云々云々上國禁  
に倭書に日本渡海を詳しに倭書  
相傳に写候に通國禁に付帰國中渡  
に極秘作渡可然云々云々

但本文に通一類に始末相分りの上を  
右一件に論議の著文に倭書も云々  
にり出帆時書も有に倭書に吟味書  
朱書に中上の通り一件唐着に不拘に分  
中渡に極秘作渡可然云々云々

廿九月

又は猶豫相願候儀も有之、殊右類の品は  
相望候趣の申口も有之候上は、若大凡の写等  
いたし、隠置候儀等の心障は無之哉、尤右は  
不容易筋に付、精々遂穿鑿、聊懸念無之  
事には可有御座候得共、吟味書に右等の  
所迄は相尽し無之候間、弥右躰の  
心障も無之儀に御座候はゞ、地凶并  
御紋附の御品は勿論、其餘貰受候  
書籍・器物等も悉く取上の上、国禁  
の儀は、日本渡海を禁じ候儀と  
相聞候間、伺の通国禁申付、帰国申渡  
候様仰渡可然哉に奉存候  
但本文の通、一躰の始末相分り候上は  
右一件御詮議筋差支の儀等も無之  
候はゞ、出帆時節も有之儀に付、吟味書  
朱書に申上候通り、一件落着に不拘引分  
申渡候様被仰渡可然哉に奉存候

丑九月



例書

筆者の業況人

大正九年

右の如く後細相商人毎屋外去清下代  
 去清と密賣い〜の付並吟味い  
 去十月初に草張〜の拾はけい  
 初屋相重〜の並今重の去清通り  
 相重の付代金八両五組〜の去清  
 張在の細相店に持越相渡金子請に隠重  
 比去及去結取入の重難中〜の密賣  
 依の付るを返く者取に作出を時  
 中渡並の去不相当日本提お犯の  
 不屋の付右金の上廻排不中付  
 右寛政之酉年水野若狭守在勤に  
 手限高中付

例書

筆者阿蘭陀人

すたあへ

右のもの儀、細物商人笹屋卯兵衛下代  
こまもの  
嘉兵衛へ密売いたし候に付、遂吟味候處、  
去る十月初頃、革張のコウクル拾四、此もの  
部屋物置の口に懸け置候を、嘉兵衛通り懸り  
相望候に付、代金八両に値組いたし候上、嘉兵衛  
罷在候細物店へ持越、相渡金子請取、隠置  
候處、及露顕恐入候旨雖申之、密賣の  
儀に付ては、追々嚴敷被仰出、其時々  
申渡置候處不相守、日本掟相犯候段、  
不届に付、右金取上、国禁申付候  
右寛政元酉年、水野若狭守在勤の節  
手限にて申付候



扣  
九月七日 次花柳 巻一

本多佐渡守 叩 巻一 終

河茶院人外科シ一ホルト候ニ付收面  
是冊例書を通筒井伊賀守 叩 巻一 終  
此類今取知此右吟味書ニ付高橋徳兵衛  
お送り此日本地号ニ候之候是候是候  
此江左一旦中終一又之猶豫お願此候也  
有之候ニ付右類ノ示をお尋此類ノ中口も  
有之候上之若大凡ノ写本ニ付 限此候お  
公陳之候ニ付式是右之不容易筋存精  
至遂穿数聊然之志ニ付 束之可有  
此江左吟味書ニ右等ノ如きお尋一此候

終

附

此書面ニ通本多佐渡守  
新領是此右新領守 承和信

真  
正月廿四日

評定所一庄

附 鱒

御書面の通、本多佐渡守へ  
被仰遣候旨仰聞、承知仕候

寅 正月廿四日 評定所一座

扣 九月七日の次飛脚に遣之

本多佐渡守へ申遣候趣

阿蘭陀人外科シーボルト儀に付、帳面

吉冊・例書老通、筒井伊賀守を以被差出

候趣、令承知候、右吟味書の内に高橋作左衛門より

相送り候日本地圖の儀、其儘差出候由には

候得共、一旦申粉之、又は猶豫相願候儀も

有之、殊に右類の品は相望候趣の申口も

有之候上は、若大凡の写等いたし、隠置候儀等の

心障は無之哉、尤右は不容易筋に付、精々

被遂穿鑿、聊懸念無之事には可有之

候得共、吟味書に右等の処迄相尽し候儀



与も不お少ゆる以上深可お礼廉并一体之  
始末お分り乞藻く候も云々右一体此論候  
能く是支第のも云々此存ゆりし一ホルト  
貫清ゆ不を悉く為上引紙通記中渡  
一件萬恙こかきし以は首環固て記中付ゆ  
を中渡く首を左首かひめんし立合候旨  
存以上

九月七日

連名

本多坊渡書友

一ノホルト白可中渡業

阿茶院人外科

一ノホルト

先達より余府より弟天文方より者と懇意と  
結ひ不し貫清之上條治業法段圓洲等

とも不相聞候間、此上弥可相糺廉并一体の  
始末相分り、心障の儀も無之、右一体御詮議  
筋に差支等も無之被存候はゞ、シーボルト  
賞請候品は悉く取上、別紙の通被申渡、  
一件落着にかかわらず、此節歸國可被申付候、  
尤申渡の節は、在留かひたんも立合候儀と  
存候、以上

九月七日

連名

本多佐渡守殿

シーボルト申渡案

阿蘭陀人外科

シーボルト

先達而参府の節、天文方の者と懇意を  
結び、品々賞請、其上療治・蘭法医術等



此の如く醫師を以て不しくして傳授し給へ  
在る中又を道中筋より治癒お預け  
之の在らざる茶剣或は手紙にお施し右に  
之の在りお送りの不しく同き 沖割村に  
亦も者より交通詞を以て不中し交納し  
到お尋ひ給ふより一旦中備は後初る渡来  
に依る 沖割村を以て依る不お毎に在  
沖割法を以て 沖割村を以て不しく持越は後  
不坊に奉るに依る貫文の不れ上以來  
因禁中付し

一レ一ホルト系府に在る孤越はかいらんを以て持越は後  
不坊に奉るに付以來渡海を禁し一レ一  
右に通可記中渡りをしてホルトに引合は当地に  
之の在りましく可記を厳科に留るを可記  
可記中渡り以上

九月



執心の医師共へは所々にて伝授いたし、殊に  
在留中、又は道中筋にても治療相頼候

もの共へは薬劑、或は手術等相施し、右の

もの共より相送り候品の内には、御制禁の

品も有之處、通詞共へも不申聞受納いたし、

剩相尋候節に至り、一旦申偽候段、初て渡来

の儀にて、御制禁と申儀は不相弁候共、

御国法を背、御制禁の品々持越候段、

不埒の事に候、依之賞受候品取上、以来

國禁申付之

一 シーボルト参府の節、罷越候かびたんすてゆるれる儀も

不行届事に付、以来渡海を禁じ可申候

右の通、可被申渡候、尤シーボルトへ引合候當地の

もの共も、夫々可被處敵科候間、其旨可存段、

可被申渡候、以上

九月

文政十二七年中渡

長崎奉行

大草能登書中内意伺

一 糸府河茶院人百連此外科後存評談

書面評談中亦通分多作渡書

此作渡中亦作少水未結

世

十二月廿四日

評定新一夜

去月十日評談了可中上自此作少水渡

此成此大草能登書中上書面一説此此

糸春糸府河茶院人内外科之百連

此先達而不得有玉楯中付此外科

此一ホル上同去此成年糸府了此者

有之此云也百連此外科此評談一併

推乃此中此云也此此其糸府之此遠意

為此此言もて此此外科門皆連

此此中渡此此又當時在為此此外科

此此此度此此可相成此此連中此此役人

文政十二年御渡

長崎奉行

大草能登守御内慮伺

一 参府阿蘭陀人召連候外科の儀に付評議

書面評議仕申上候通、本多佐渡守

被仰渡候旨被仰聞承知仕候

丑十二月廿四日 評定所一座

去月十日、評議いたし可申上旨被仰聞、御渡

被成候大草能登守申上候書面、一覽仕候処、

来春参府阿蘭陀人の内、外科ひゆるける

儀は、先達て不埒有之、国禁申付候外科

シーボルト一同、去る戌年、参府いたし候者に

有之、尤ひゆるける儀は、右御詮議一件に

携候ものには無之候得共、参府の儀、遠慮

候様申渡候處、当時在留の内外科

無御座候に付、可相成ば、召連申度儀、役人





吉人にては差支も無之旨、かびたん申出候間、ひゆるけるは遠慮為仕可申候哉、是迄は三人つゝ参府仕来候由にて御内慮相伺申候

此儀、ひゆるける儀、先達而不埒有之

14

国禁に相成候シーボルト一同、

去る成年、参府いたし候迄にて、右一件には不拘ものに付、来春参府いたし候とも苦々間敷哉には御座候得共、能登守儀遠慮為致候見込を以、一旦外外科引替の儀申渡、殊に役人吉人にては差支無之由、かびたん申上候上は、旁来春参府の儀、遠慮為致候様被仰渡可然哉に奉存候

丑十二月

天保元寅年御渡

天文方

山路弥左衛門伺

一 参府阿蘭陀人へ対談の儀に付評議

書面評議仕、申上候通、山路弥左衛門へ被仰渡候旨被仰聞承知仕候

寅三月十七日 評定所一座

当月五日、評議いたし可申上旨被仰聞、御渡被成候山路弥左衛門相伺候同人手附

15

阿蘭陀小通詞並名村三次郎儀、御用蜜書の内、相尋度ヶ所も御座候間、此度参府阿蘭陀人へ対談いたし度旨申立候に付、其段本多佐渡守へも及掛合候处、差支無之旨申聞候間、対談為致候ても不苦候哉の段相伺申候

此儀、名村三次郎は、山路弥左衛門手附蜜書和解取調御用勤候ものと相聞候間、右御用筋に付、参府阿蘭陀人へ

対談いたし候儀は、子細有之間敷候得共  
去る成年阿蘭陀人参府の節、対話  
いたし候もの共の内、御制禁を犯し候  
もの有之、既右一件、御詮議にも相成候程の  
儀に付、御医師等同済を以対話いたし候  
節の通り阿蘭陀人へ差添罷越候  
長崎奉行家来并大通詞等、夫々  
立合の上、御用弁仕候はゞ、御取締も宜可有  
御座候間、右の趣を以対談可為致旨  
山路弥左衛門并本多佐渡守へも被仰渡  
可然哉に奉存候